

平成30年3月22日制定

社会福祉法人吉江学園役員・評議員の報酬等に関する規定

(趣旨)

第1条 この規定は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の3第1項及び社会福祉法人吉江学園定款第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 報酬等とは、報酬・賞与その他名称にかかわらず、職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (2) 費用とは、交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の職務執行に伴い発生する経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員の報酬等は、無報酬とする。

(費用弁償)

第4条 役員及び評議員がその職務を行うために要する費用は、弁償することができる

- 2 費用の弁償については、社会福祉法人吉江学園出張旅費規定に基づき支給する。

(改廃)

第5条 この規定の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

(附則)

第6条 この規定は平成30年3月22日から施行する。